

## 役員等の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人向日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 会長の報酬は、月額50,000円を支給する。

2 会長以外の役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には、月額1,000円の費用を弁償する。

3 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。

### (報酬等の支給方法)

第5条 会長に対する報酬の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を支給日とする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人向日市社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、1,000円の費用を弁償する。

2 評議員が、評議員会出席以外に職務を行った場合に発生する交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。